

令和8年4月17日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

指名停止措置業者名	住 所
①全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号
②一般社団法人 日本ホスピタリティテクノロジー協会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号

2. 指名停止措置期間：令和8年4月17日から令和8年6月16日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に交付した補助金をだまし取ったとして、令和8年3月24日、詐欺罪で起訴された。

同者は、（一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事でもある。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
16 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138